

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の申請期限が近づいています

(広報かがみの令和3年6月号、7月号、11月号でお知らせしている給付金について)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

給付額 児童1人あたり 一律5万円

※令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金及び非課税世帯への10万円の給付とは異なります。

※ひとり親世帯分とその他世帯分の併給はできないため、すでにどちらかを受給されている方は申請できません。

ひとり親世帯分

●対象者

平成15年4月2日以降（障害の状態にあるお子さんの場合は平成13年4月2日以降）に生まれた児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している方であって、以下の

①または②のいずれかに該当する方

※令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方には、ひとり親世帯分として令和3年5月に申請不要で支給済みです。その他に、別途申請・支給済みの方の再申請はできません。

①公的年金給付等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

②平成31年（令和元年）の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

その他世帯分

●対象者

平成15年4月2日以降（特別児童扶養手当の対象児童については平成13年4月2日以降）、令和4年2月末までに生まれたお子さんを養育する方で、以下の①または②のいずれかに該当する方

※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方には、その他世帯分として令和3年7月に申請不要で支給済みです。その他に、別途申請・支給済みの方の再申請はできません。

①令和3年度住民税（均等割）が非課税の方

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

給付金を受け取るには申請が必要です。申請書が必要な方は、下記までご連絡ください。
申請書に必要書類を添付し、申請期限までに窓口または郵送でご提出ください。

申請期限：2月28日(月)必着

※その他世帯分について、出生等により児童が新たに令和4年3月分の児童手当や特別児童扶養手当の対象となった場合は、3月15日(火)まで受付けます。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当：芦田・榎本
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891